

〔平 27.10.23
総 24 - 4〕

所得税改革： 論点整理と意見書

佐藤主光(もとひろ)一橋大学

改革の方向感

- 所得税の再分配機能の強化

- 再分配の方向

- ✓ 若い世代を含む低所得層、子育て世帯

- ✓ 「これから家族を形成しようとする若い世代への配慮」(政府税制調査会(平成26年11月7日))

- 再分配の重点化

- ✓ 「優先度の低くなった配慮措置を見直し、真に支援が必要な世帯への配慮に重点化」(政府税制調査会(平成26年11月7日))

- 経済成長と再分配の両立

- 成長の担い手への支援

- ✓ 「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する」(基本方針2015)

- 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築」(政府税制調査会(平成26年11月7日))

- ✓ 高齢者・女性の就労促進など

- 改革の方向感

- (その1) 最高税率など税率構造よりも所得控除(課税ベース)の見直し

- (その2) 低所得層への配慮(再分配)

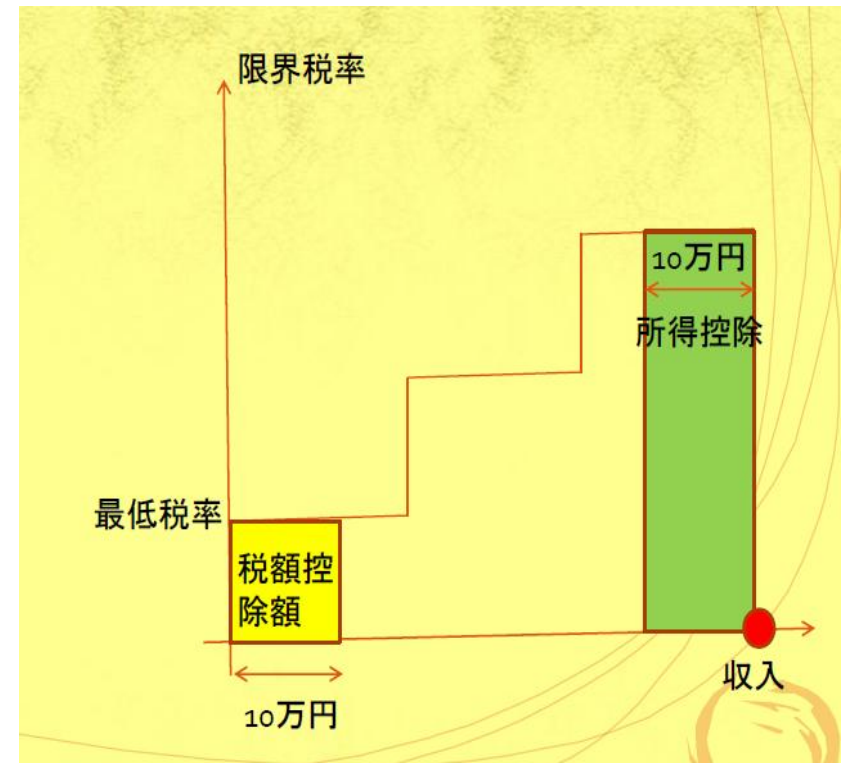
論点1: 所得控除から税額控除へ

◆意見＝再分配機能の観点から所得控除を税額控除化

- 課題＝「所得のうち本人およびその家族の最低限の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない」(＝主観的担税力)との解釈との整合性
⇒所得控除に最低税率を適用(カナダ方式)

□ 税額控除＝最低税率 * 所得控除額

- ✓ 所得控除額＝税額控除額の「裏付け」＝控除の対象となる所得金額
- 個人の属性(家族構成等)を反映した控除が可能
- ゼロ税率の場合、減税額は原則、個人の属性に拠らない⇒基礎控除の税額控除化に相当
- ✓ 留意点: 控除の体系が複雑にならないよう既存の所得控除等の縮減・再整理が前提



論点2: 課税と給付の連結と役割分担

◆意見＝課税(税額控除)と給付の**連結と役割分担**が必要

●課題(その1)＝現行の所得税では控除の効果が課税最低限以下(非課税世帯)に及ばない

□所得税には可処分所得の変動を緩和する「**保険**」として機能がある

➤ 所得が高いときに課税、低いときに給付の**対称性が前提**

✓ 特に課税最低限前後の勤労世代には重要

□課税最低限以下の勤労世代への支援と就労促進

⇒ 連結としての「**給付付き税額控除**」(**負の所得税**)＝連結を制度的に担保

✓例: 勤労税額控除

⇒ 給与所得控除等を基礎控除、勤労税額控除に再編成

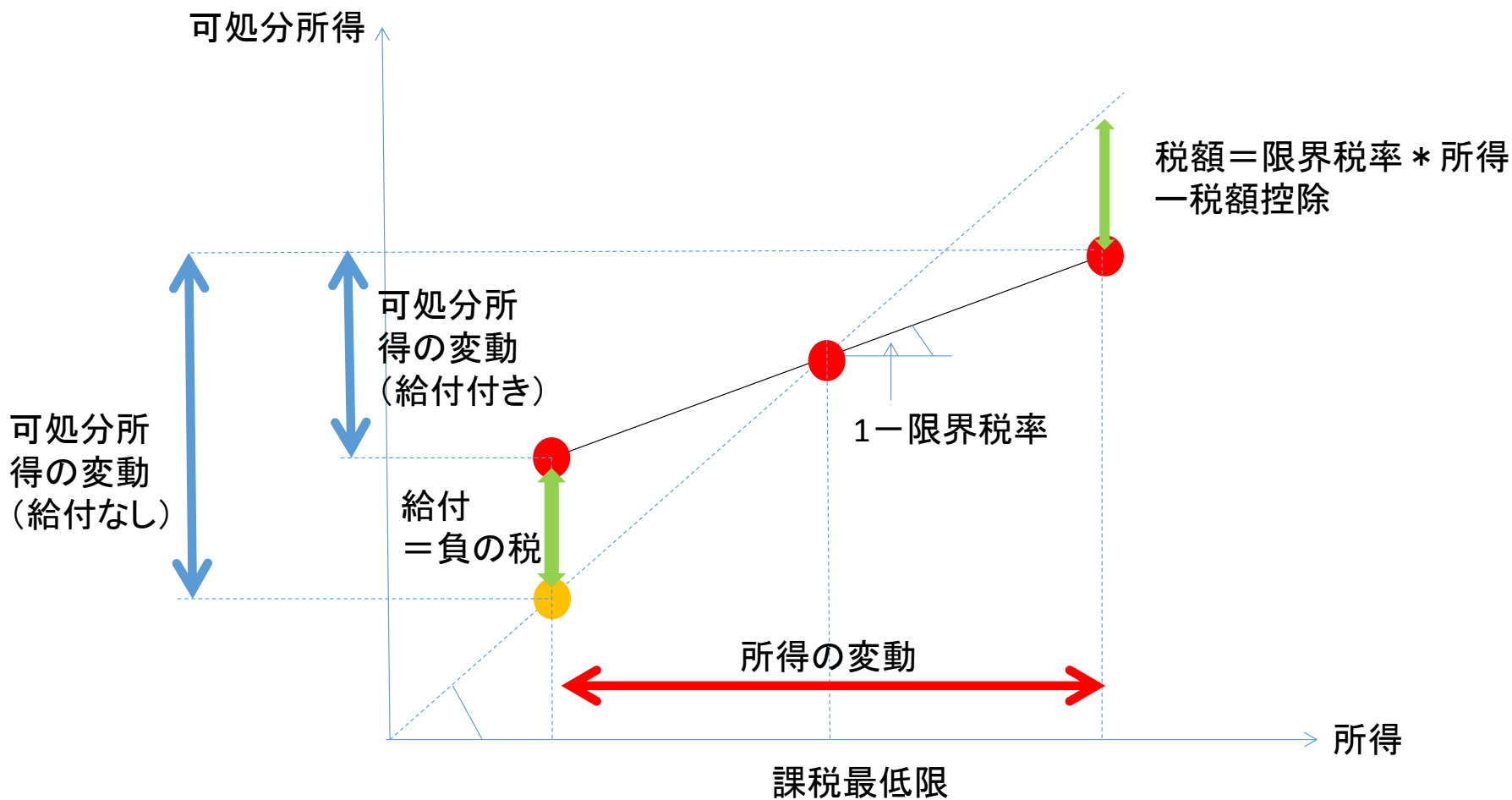
✓執行の簡素化＝給付の執行は児童手当等、他の給付同様、市町村を窓口とするのも一案

●課題(その2)＝①課税単位(＝個人)と給付単位(＝世帯)が異なったり、②金融資産等を考慮するべき再分配(移転)もある

✓例: 子育て支援、低年金高齢者への支援

⇒ 扶養控除、公的年金等控除などを給付に再編成＝**税と給付の役割分担**

参考: 負の所得税の保険機能



論点3: 税収中立?

◆意見 = 税と給付を**一体とした**税収中立 (= 財政中立) を目指すべき

● 税収中立の含意 = 新たな税額控除・給付の創設にあたっては既存の所得控除、給付等を見直し

□ 控除の拡散、「屋上屋を重ねる改革」はしない

⇒ 簡素の視点 = 控除・給付体系を複雑にしない

● 税収中立の留意点(その1) = 二つの税収中立

□ 所得税の枠内での税収中立 = 給付を伴わない所得控除の税額控除化 ⇒ 課税最低限の引き上げ?

✓ 中所得層にとって減税になっても、課税最低限以下の低所得層に再分配は行きわたらない

□ **所得税と給付を一体とした税収中立** (= 財政中立) = 所得控除の縮減 (= 課税所得の拡大) などによる増収を税額控除のほか給付の拡充に充当

✓ 例: 選択肢A-1... 配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充 (政府税制調査会 (平成26年11月7日))

➤ 税制の枠内で税収中立をするならば、**社会保険料からの税額控除**を認める (オランダ方式)

● 税収中立の留意点(その2) = 地方税との関係

□ 所得税改革の個人住民税収への影響 = (所得控除等の見直しによる税額控除前) 課税所得の変化等

⇒ 応益性の原則 (所得税との機能 = 役割の棲み分け) に即した対応が必要

論点4：公共財としての所得情報（捕捉）

◆意見＝所得捕捉の**パラダイムシフト**が必要

➤ 課税のための捕捉に加えて適正な**給付のための所得捕捉**

● 課題＝従前、課税最低限以下の所得については十分に捕捉されていない

✓ 例：簡素な給付措置＝非課税世帯への一律給付になる

➤ きめ細く、かつ適正な給付を実施するためにも、**低所得者の正しい所得情報**が不可欠

□ 所得情報は課税だけではなく、給付・社会保険料等、他の制度でも活用される「**公共財**」

➤ **経済価値としての所得**（＝控除前の所得）を共有

✓ 所得＝収入－必要経費

□ **課税対象の所得の統一**＝同じ所得情報・所得定義に基づく個人住民税（所得割）の課税、
社会保険料の設定も視野に

✓ 税額控除等は個人住民税、社会保険料が独自に設定

➤ 税額（保険料）＝税率関数（所得）－税額控除等

参考：新しい所得課税体系(?)

